

(別紙)

排出ガス対策型建設機械表示ラベルの管理等に関する公募について

1. 目的

「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年国土交通省告示第348号)、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日国土交通省大臣官房技術審議官通達)及び「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日国土交通省大臣官房技術審議官通達)で定める表示ラベルについて、適正に管理する団体を募集し審査を行い、実施団体を決定します。

2. 公募要件

以下のすべての要件を満たしていること。

- ①本制度の趣旨(効率的な社会資本整備)に資することを活動目的とした公正中立な非営利団体であること。
- ②排出ガス対策の推進のためには、多様な主体の参画が必要であることから、建設機械メーカーのみならず、建設機械ユーザー(建設業者、レンタル業者)への啓発活動が十分に行える体制が整っていること(会員会社への周知等)。
- ③表示ラベルの適正な運用・管理を行えること(具体的には、以下のすべての要件を満たしていること)。
 - I 商標権の登録、維持を適切に行う体制を有していること。
 - II 公正使用を確認することができる技術的な体制(排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用(平成13年3月30日総合政策局建設施工企画課長通達)第4第2項に規定する通知を受けた者)を有していること。
 - III 原則として公正使用を目的とした第三者の商標の使用を認めること。
 - IV 不正使用であると国が判断する第三者による商標権の侵害を国と協力して排除すること。
 - V 商標権の維持、継続に努めること。
 - VI 商標登録に関する費用については、全額負担すること。

3. 公募期間

公募期間は、平成18年7月6日から平成18年7月13日(当日消印有効)とします。

4. 応募方法

申請書(様式)に必要事項を記入の上、国土交通省総合政策局建設施工企画課へ郵送又は持参して下さい。

5. 今後の予定

- ① 公募締め切り後、国土交通省総合政策局建設施工企画課において早急に審査を行い、実施団体を決定します(提出された書類の内容等について、必要に応じヒアリングを行い審査させていただきます)。
- ② 選定された実施団体については、決定後速やかに国土交通省ホームページで公表します。
- ③ 実施団体においては、国と実施団体との間で協定の締結等を行った上で、申請書で提出のあった体制・取り組み方針等に従い、表示ラベルの管理等を行って頂きます。

6. 提出先、問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先及び応募書類の送付先は、下記のとおりです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局建設施工企画課 施工環境係

電話番号: 03-5253-8111 (内線24923)

排出ガス対策型建設機械表示ラベルの管理等に関する公募 申請書

団体名：
所在地： 〒
代表者名： (連絡先担当者名)
T E L：
E-mail：
(以下、各項目について、公募要件を満たしていることが判るよう記載すること)
①本制度の趣旨(効率的な社会資本整備)に資することを活動目的とした公正中立な非営利団体であること。 ＜申請団体の活動目的等を記載＞
②排出ガス対策の推進のためには、多様な主体の参画が必要であることから、建設機械メーカーのみならず、建設機械ユーザー(建設業者、レンタル業者)への啓発活動が十分に行える体制が整っていること(会員会社への周知等)。 ＜啓発活動の体制等を記載＞
③表示ラベルの適正な運用・管理を行えること(具体的には、以下のすべての要件を満たしていること)。
I 商標権の登録、維持を適切に行う体制を有していること。 ＜商標権の登録、維持を行う体制等を記載＞
II 公正使用を確認することができる技術的な体制(排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用(平成13年3月30日総合政策局建設施工企画課長通達)第4第2項に規定する通知を受けた者)を有していること。 ＜上記に該当することについて記載＞
III 原則として公正使用を目的とした第三者の商標の使用を認めること。 ＜第三者の商標の使用に対する考え方を記載＞
IV 不正使用であると国が判断する第三者による商標権の侵害を国と協力して排除すること。 ＜第三者による商標権の侵害に対する取り組み方針を記載＞
V 商標権の維持、継続に努めること。 ＜商標権の維持、継続に対する考え方を記載＞
VI 商標登録に関する費用については、全額負担すること。 ＜商標登録に関する費用負担の考え方を記載＞